

再論 中国語の複文について

— 新しい中国語教学文法の再構築を目指して —

Compound Sentence of Chinese *In order to reconstruct Pedagogical Chinese Grammar*

鳥 井 克 之
TORII Katsuyuki

爲了再鞏固和確立新的教學語法系統而回顧過去的許多語法著作的看法，然後在此提出了教學語法系統具體的內容。這次對於有關複句的問題考察以後，得到了下面的結論。即：漢語的複句是兩個或兩個以上的單句組合成的，而且是那些單句叫做分句。；按照複句的結構，複句可以分成爲三種。一種是由兩個分句構成的，叫做單純複句。另一種是由兩個以上的分句構成的，叫做多重複句。還有一種是有些單純複句被壓縮成爲單句的，叫做緊縮句；按照分句之間的邏輯性關係，複句可以分成爲兩種：聯合複句和偏正複句。聯合複句還可以分成爲四種：並列、承接、遞進、選擇。偏正複句也可以分成爲五種：因果、轉折、假設、條件和連鎖。

キーワード

複文 (Compound Sentence) 連接語句 (Conjunctive Words & Phrases)
論理的修辭的關係 (Rhetorical & Logical Relation) 緊縮文 (Reduced Sentence)
多重複文 (Multiple Compound Sentence)

十数年前に中国語における「複文」について学説史的考察を行った論文を書き、学術雑誌に発表した後、拙著『中国文法学説史』の「第2部 基本的文法範疇研究の変遷過程の考察 第7章 複文(複句)」として収録した。その内容は「1. はじめに 2. 複文に関する学説の変遷過程 3. おわりに」であった。今回はそれを大幅に改稿し、1984年に発表された「人民教育出版社中学語文(中学高校国語)室『中学教学語法系統提要(試用)』」(以下「提要体系」と略す)の複文に関する説明を基準とし、基本的には前回同様な方法で論述するが、学説史的論評ではなく、新しい中国語教学文法を再構築するという目的で、具体的な複文に関する教授方法を積極的に提示することでもって拙稿の結論とした。

I 「提要体系」における複文に関する定義と説明

1-1 複文の定義

〈1.4 句子〉の末尾において次のように述べている。

〈句子(文)〉は言語の使用単位である。文は単語あるいは句により構成される。それぞれの文にはいずれも一定の語気とイントネーションがある。正常な連続した談話においては、文と文との間には比較的大きい停顿(ポーズ)があり、書面上では特定の句読点(終止符=ピリオド、疑問符=クエスション・マーク、感嘆符=イクスクラメーション・マーク)で表示される。ひとつの文はひとつの相対的にまとまった意味を表し、一つの簡単なコミュニケーションの役割を果たすことができる。

二個あるいは二個以上の単文が結合して〈複句(複文)〉となる。

さらに〈5 複句〉では複文の構成、節間の関係、緊縮文、多重複文についてそれぞれ次のように説明している。

1-2 複文を構成する接続語句の種類

〈5.1 複句的構成〉 若干の複文は二個あるいは二個以上の単文が直接結合してできたものである。また若干の複文は虚詞の助けを借りて構成されたものである。(例文省略)

複文中の節を接続する虚詞は大部分が接続詞と副詞であり、さらに一部分には関連的役割を果たす句がある。それらを〈関聯詞語(接続語句)〉と総称する。複文中において、接続語句は前後で呼応して併せて用いることもできれば、前後のいずれかで単独で用いることもできる。

- (1) 前後で併せて用いることもできれば、前後のいずれかを単独で用いることができるもの。雖然……但是 因為……所以
- (2) 前後で併せて用いることもできれば、後のものを単独で用いることができるもの(前のものを単独で用いるのは少ない)。不但……而且 既然……就 要是……就 如果……就 只要……就 即使……也 與其……不如 也……也 又……又 即(不)……也(不) 或者……或者 還是……還是 一方面……号一方面
- (3) 一般的に前後で併せて用いるべきもの。越……越 一邊……一邊 一……就 不是……就是 不管……都 尽管……還是 一則……二則 首先……其次

1-3 複文を構成する節間の論理的関係とその種類

〈5.2 分句間関係〉では従来のように「並列・連合複文」と「主従複文」の二種類に大別しないで、次の8種類に分類した接続語句の有無とその例語を含んだ例文を挙げるだけで説明を加えていない。すなわち

- (1) 并列（並列・並存）：（例文を省略して、接続語句の有無の可否と例語のみを提示する。
以下同様） 無くても可：即……也
- (2) 承接（連続・時系列） 無くても可：起初……後來
- (3) 通進（累進・累加） 無ければ不可：…還… 不但……而且
- (4) 選択（選択） 無ければ不可：或者……或者 還是……還是
- (5) 因果（因果） 無くても可：因為……所以
- (6) 転折（逆接） 無ければ不可：…可… 雖然……但是
- (7) 假設（仮定） 無ければ不可：…的話… 如果……就
- (8) 条件（条件） 無くても可：只有……才

1-4 緊縮文の定義

〈5.3 緊縮句〉緊縮文の述語部分は接続語句で構成されたある種の固定化されたパターンの句であり、接続された二つの部分にはしばしば仮定・条件などの関係が背後に隠されており、二層になった意味が一体となって緊縮されたものである。

以上のように定義した後、接続語句「越……越 非……不 ……不… 再……也」を用いた例文を挙げている。

1-5 多重複文の定義

〈5.4 多重複句〉二個の単文により構成された複文は構造上では一個の層しか存在しない。複文は拡張・展開することができる。すなわち複文中の一個あるいは二個の節それぞれ自体がまた一個の複文であると、二個の層が存在する事になる。このようにして類推していくと、複文は三個あるいは四個以上の層が存在する事になる。二個あるいは二個以上の層が存在する複文は多重複文と呼ばれる。

以上のように定義した後、接続語句「因為……所以（如果……就）」を用いた例文を挙げている。

II 中国における複文の定義とその種類・名称の変遷過程

2-1 複文

2-1-1 名称

日本語では「複合文」と称されたこともあったが、現在では「複文」と称されている。一方、中国では1960年直前までは〈複合句〉が主流を占めていたが、それ以後は〈複句〉に定着した。また複文を構成する単文がその独立性を失い、複文の一構成成分になったもの、すなわち「節；clause」については1940年までは〈子句〉と呼ばれ、それ以後はすべて〈分句〉と称

されている。なお複文は文法研究の対象ではなく、節と節の論理関係が研究の課題になるという考えが記述文法的文法体系にあり、ぜんぜん論及していない文法書もある。また複文の下位分類の名称に論及しても〈……複句〉とは称さずに〈……関係〉と称しているが、教学文法では〈……複句〉と呼んでいる。

2-1-2 定義

1960年前後までの定義では金兆梓(1922)が「文と文とが連合して一つの完全な意味を表すもの」あるいは「二個以上の節が合体してできた文」と述べ、王力(1943)は「文中に二個以上の文型形態のものがあり、しかもそれらの連結は比較的緩やかなので、我々はそれぞれの文型形態の終わりに発音上の停頓を置くことのできるもの」と定義し、高名凱(1949)は「二個あるいは二個以上の文が一気に連結し、結合して一体となり、相互に呼応し合うもの」と説明していた。

1960年代前後になると、丁声樹等(1961)は「意味上で関係のある数個の文によって組立てられたもの」と言い、張志公等(1959)は「二個あるいは二個以上の単文が意味上で連係があり、合体して一つの比較的複雑な文を構成することができる」と定義していたので、いわゆる主述句が主語や目的語などの文成分になって、全体としては複雑な単文になるものも複文と見なされて〈包孕句(包孕(複)文・主述句を文成分に含む単文)〉と呼んでいるものもあった。

しかし、その後、黄伯榮等(1980)は「意味上で密接な連係があり、構造上で互いに包含し合わない二個あるいは数個の単文形式が組立てたもの」と述べ、張静等(1980)は「二組以上の互いに文成分の構造的な中心(あるいは単文形態)にならずに、複雑な説明し合う関係にあるもの」と定義されるようになって、複文と〈包孕句〉は峻別されようになった。

さらに新しい考えでは朱德熙(1982)が「複文とは単文によって組立てられたものであると通常言っているが、この言い方には語弊がある」と述べた上で、節と節との間の関係は単語と単語あるいは句と句との関係のように主述(主語+述語)、述目(述語+目的語)、補充(述語+補語)、修飾(連体修飾語+中心語・連用修飾語+中心語)といった文法的関係で結合しているのではなく、ただ論理学上の論理関係でしか結合していないのだと述べている。したがって複文は文法上の問題ではないので複文の下位分類やその細目については、その文法書では敢えて説明していないのである。

以上の諸定義を参考にして、現在の教学文法では次のように定義できる。
すなわち「二個あるいは二個以上の単文が「。(句点)」や「;(セミコロン)」で区切られ、文法的には互いに独立し、論理的なある種の関係で結合している文を複文と称する」

2-1-3 複文の下位分類とその名称

中国における複文に関する定義を縦覧していると、複文の下位分類、すなわち複文の種類は

次のように総括することができる。

節と節とが対等の資格、つまり連合関係で結合した〈等立・聯合複句(連合複文)〉といずれかの節が主要で、他の節が付属的な関係、つまり主従関係で結合した〈主従・偏正複句(主従複文)〉にまず大きく分類されている。

連合複文はさらに次の4種類に分類されている。以下に簡単な例文を挙げて説明する。

I 並列複文

1. 他去、我也去 (彼が行き、私も行く)。
2. 不是他去、而是我去 (彼が行くのではなく、私が行くのだ)。

(1) は彼も私もどちらも二人とも同時に行く、つまり二人の行為が同等に扱われている。また、(2) は彼が行かないことと私が行くことが同じ比重で語られている。つまり二つの節が対等に並列されているので、〈平列句・等立複句(並列複文)〉と名づけている。

II 時系列複文

3. 他去、接着我去 (彼が行き、続いて私が行く)。
4. 他首先去、然後我去 (彼がまず先に行き、その後で私が行く)。

(3) も(4) も二人とも行く点では(1)と同じだが、二人が同時に行くのではなく、相前後して時間差を置いて行くという違いがあるので〈連貫句、連貫関係、順承関係、承接(時系列複文)〉と呼んでいる。

III 累進複文

5. 他去、我還去 (彼が行き、私がさらに行く)。
6. 不僅他去、而且我也去 (単に彼が行くだけでなく、かつ私も行く)。

(5)(6) は(1. 3. 4)と同様に二人とも行くが、「私が行く」ことが「彼が行く」ことより強調あるいは重要視している点が異なるので、〈遞進関係(累進複文)〉と称している。

IV 選択複文

7. 他去、或者我去 (彼が行くか、あるいは私が行く)。
8. 不是他去、就是我去 (彼が行かなかったら私が行くが、彼が行くなら私は行かない=彼が行くか、さもなければ私が行く=彼と私のどちらかが行く)。
9. 與其他去、不如我去 (彼が行くより、私が行くほうがよい)。

(1. 3. 4. 5. 6) は二人とも行くが、(7. 8. 9) はどちらか一人が選ばれていくという点では大いに異なっている。特に(9)は「彼が行く」という前の節を切り捨てて「私が行く」という後の節を選択しているので、〈選択句、離接式、抽選並列関係、交替句、選択関係(選択複文)〉と呼んで区別している。

以上が連合複文の下位分類・種類であるが、より詳しいことは連合複文の各複文の項目で論及する。

主従複文は大きく次の五種類に分類されている。

I 因果複文

1. 因為我去、所以他去 (私が行ったので、彼は行った)。
2. 既然我去、他就会去 (私が行ったからには、彼も行ったはずだ)。

この二つの文は共に「私が行った」ことが原因となって、「彼は行った」結果になったことを表しているのので、〈原因句、結果句、因果関係 (因果複文)〉と呼んでいる。しかし両者には違いがある。(1)は〈我去、他去〉は現実に確認された二つの事実であるが、(2)の〈我去〉は確認済の事実であるが、〈他去〉は未確認あるいは推測された結果である。

II 逆接複文

3. 雖然我去、但是他没去 (私が行ったが、彼は行かなかった)。

(3)は〈我去〉と〈他去〉が逆接的な因果関係にあるので〈転折句、對比句、転折関係、讓転関係 (逆接複文)〉と称している。

III 假定複文

4. 如果我去、他就会去 (もし私が行ったら、彼は行くだろう)。
5. 即使我去、他也不会去 (たとえ私が行っても、彼は行かないだろう)。

(4)の〈我去〉が仮定を、〈他会去〉がその結果を表しているのので、〈假定関係 (順接的假定複文)〉と呼ばれている。しかし(5)の〈我去〉が仮定を、〈他不会去〉がその結果を表しているが、仮定とは逆接的な結果になっているので〈讓歩関係 (讓歩的假定複文)〉と呼ばれている。

IV 条件複文

6. 只要我去、他就会去 (私が行きさえすれば、彼は行くだろう)。
7. 只有我去、他才会去 (私が行ってこそ、彼はようやく行くだろう)。
8. 不論我去不去、他都会去 (私が行こうが行くまいが、彼は行くだろう)。

(6. 7. 8)の〈我去・我去不去〉が条件を、〈他会去〉がその結果を表しているのので、〈条件句、条件関係 (条件複文)〉と呼んでいる。しかしそれぞれ条件とその結果の関係により、(6)は「必要条件複文」、(7)は「唯一条件複文」、(8)は「無条件複文」と区別して呼ぶことができる。

V 連鎖複文

9. 我去哪里、他就去哪里 (私がどこかへ行けば、彼はそのどこかの同じ所へ行く = 彼は私の行くところへ行く)。

(9)は前後の節にある同一の疑問代詞または数量詞が関数的・連鎖的に呼応し合うので〈連鎖関係 (連鎖複文)〉と称している。

なお各種関係の主従複文の詳細はそれぞれの複文の項目で論述する。

2-2-1 並列複文

2-2-1-1 名称

「並列複文」は正確には「並列関係の連合複文」というべきであるが、省略して「並列複文」と呼んでいる。中国語でも同様に〈等立複句・并列句・并列関係・并列〉のように〈……句（文）〉系と〈……関係（関係）〉系と〈……〉系の三種類があるが、現在ではほとんど〈并列関係〉と称している。しかし教学文法では〈并列複句〉と称している。

2-2-1-2 定義

1920年代初め黎錦熙（1924）は「〈并列句〉には〈等価（並列）〉、〈分割（最初に全体を提示してから部分について述べる）〉、〈進層（累進）〉がある」と定義していたが、1940年代になると王力（1943）は「およそ〈複合句（複文）〉にして、その中に〈句子形式（節）〉が同等の価値を有したるものは〈等立句〉という」と述べ、また高名凱（1949）は「〈并列関係〉は句、節、文の三側面から述べることができる。〈并列〉とは同等の文法的価値を占める語句あるいは語群を配列するものである。この種の関係は外在的なものである。なぜならばそれらはそれぞれ独立しており、互いに影響し合わないからである。……句と句にも並列関係があり、節と節との間にも並列の関係がある」と定義するに到った。

1960年前後に丁声樹等（1961）は「複文には〈并列句〉と〈偏正句（主従複文）〉の二種類ある。〈并列句〉の成分は平等なものである。……〈并列句〉の節には別に名称を与えない」と踏み込んだ説明を行い、また張志公等（1959）は「数個の節がそれぞれ関係のある事柄を述べたり、あるいは連続して発生した幾つかの事柄を述べたりしており、これらはある種の〈并列関係〉の連合複文を構成している。このような複文においては、常に一つ一つの節が続けて話されて行き、その間には一般的に関連語句を用いない。それゆえ我われは「A、B、C、……」でこの種の複文のパターンを表わす」と定義されていたが、連合複文の下位分類については、まだ十分には行われていなかった。

1980年代になると胡裕樹等（1979）は「各節はいくつかの事柄、いくつかの状況あるいは同一の事柄の数側面についてそれぞれ説明あるいは描写を行っている。これがすなわち〈并列関係〉である」と定義した。また黄伯榮等（1980）は「〈并列関係〉は数個の節がそれぞれ関連のある数個の事柄あるいは同一事物の数側面について叙述している。節間の関係はあるいは並列的なものであり、あるいは相対的なものである」と説明し、また張静等（1980）は「〈并列〉とは二個以上の節が意味上で関連があり、互いに平行並列されて、それぞれ数個の出来事、数個の状況あるいは一つの事物の数個の側面について叙述あるいは描写する」と述べ、また教学文法では史錫堯（1991）は「二つあるいは二つ以上の節が平行して一つに組合された複文は〈并列関係〉という」と説明するような連合複文の下位分類が行われている定義、すなわち並列複文を連合複文と峻別して、並列複文は連合複文の下位に存在する複文であることを明確に

区別する定義が定着するようになったのである。

2-2-1-3 並列複文の種類：

並列複文の種類は諸定義を総括すると、節と節を接続する接続語句により次のように分けることができる。なお接続語句を用いる場合は一般的に前後の両節で同時に使用されている。

1. 接続語句を用いないもの(意合法)。
2. 副詞性の接続語句〈…也・又…、…也・又…〉〈…既…、…又…〉を用いるもの。
3. 方位詞性の接続語句〈一方面・一邊……、一方面・一邊……〉を用いるもの。
4. 動詞性の接続語句〈…不是…、而是……〉を用いるもの。なお〈…不是…、就是……〉は並列複文ではなく、選択複文に属する。一字違いで異なる事に注意を喚起している文法書が多い。

2-2-2 時系列複文

2-2-2-1 名称

日本語で「連関複文」「継続複文」「承前複文」と様ざまに呼ばれているが、筆者は今風に内容に即応して「時系列複文」と称したい。中国語でも〈連貫句・連貫関係・順承関係・承接・承接関係〉と様ざまに呼ばれて統一されていないが、教学文法では〈承接複句〉と称している。

2-2-2-2 定義

1960年前後には丁声樹等(1961)が「〈連貫句〉は、各節間の意味が〈連貫(続く・連なる)〉ものである」と定義され、1980年前後になると胡裕樹等(1979)は「数個の節が次から次へとつながり連続した動作あるいは連続した事柄を述べる。これがすなわち〈連貫関係〉である」と述べ、また黄伯荣等(1980)は「〈順承関係〉とは数個の節が順番に連続した動作あるいは関連する状況を述べるものである」と定義し、また張静等(1980)は「〈承接〉とは二個以上の節が時間的順序あるいは事柄が発生した順序に基づいて順次継承していくことである」と説明し、また教学文法では史錫堯(1991)は「二個あるいは二個以上の節が一つの主語を共有し、各節が表わす活動・行為には相前後して継承していくという関係があり、このような数個の節で構成された複文は〈承接複句〉という」と定義されてきた。「並列複文」と「時系列複文」の基本的な差異は前者が同一時刻での動作・行為を叙述しているのに対して、後者はある一定の時間帯に時系列順に時間差があって行われた動作・行為であるということである。したがって前者を構成している節は比較的自由に節の順序を変えることができるが、後者の節は絶対に順序を変更することができない。この微妙な差異のため、「時系列複文」は「並列複文」の中に長く併合されてきたが、1960年代になって分離独立されたのである。

2-2-2-3 時系列複文の種類：

時系列複文の種類は諸定義を総括すると、接続語句により次のように分けられる。

1. 接続語句がないもの（意合法）。
2. 副詞性の接続語句〈……、…就・便…〉が後節にのみあるもの。
3. 接続詞性の接続語句〈……、于是・接着・跟着……〉が後節にのみあるもの。
4. 副詞と接続詞共用の接続語句〈…首先・起先…、然後・後來……〉が前後の両節にあるもの。

なお副詞が接続語句として用いられた場合でも主語の前に置かれることは絶対に無く、主語の直後に置かれる。接続詞の場合は主語の前や主語の直後のいずれにも置くことができるが、主語が最初の節にしかない場合は通常その主語の直後に置かれる。この点において本来の接続詞と接続語として活用された副詞との差異が顕著に現れている。

2-2-3 累進複文

2-2-3-1 名称

日本語では通常「累進複文」と呼ばれているが、中国語では〈通進関係〉または簡単に〈通進〉と称され、教学文法では〈通進複句〉と呼ばれている。

2-2-3-2 定義

1960年前後には張志公等（1959）の定義「若干の連合複文には、節と節との間に次から次へと段階的に進んでいく関係がある。……このような関係は〈通進関係〉という」で始まり、1980年前後になると胡裕樹等（1979）は「〈通進関係〉の複文は後の節が前の節よりもさらに一段階進んでいる意味がある」と述べ、また黃伯榮等（1980）は「〈通進関係〉とは、後の節の意味が前の節の意味よりさらに一段階進んでおり、一般的には軽から重へ、小から大へ、浅から深へ、容易から困難へとそれぞれ進行している関係である」と説明し、また張静等（1980）は「二個以上の節が意味上で軽重の差異があり、後の節が前の節よりさらに一段階進んでいることを〈通進〉という」と解説した。教学文法では史錫堯（1991）が「意味上で段階的に推進される意味を持つ二個あるいは二個以上の節が、順序に基づいて一つの複文を構成したものが〈通進複句〉である」と定義していた。

なお累進複文には必ず接続語句が用いられており、かつ必ず軽重の順番に基づいて節が配列されることがいずれの定義においても指摘されている

2-2-3-3 累進複文の種類：

累進複文の種類は諸定義を総括すると、接続語句により次のように分けられる。

1. 後節にのみ接続詞または副詞の接続語句〈……、而且・并且…還・更…〉があるもの。

2. 前節に接続詞、後節に副詞が用いられた接続語句〈不但・不僅・不光……、…還・更…〉があるもの。
3. 前後の両節に接続詞の接続語句〈不但・不僅・不光……、而且・并且……〉があるもの。

2-2-4 選択複文

2-2-4-1 名称:

日本語では「選択複文」といわれているが、中国語では〈選択句・離接式・抽選并列式・交替句・選択・選択関係・選択複句〉と称されている。現在では〈選択関係〉と呼ばれ、教学文法では〈選択複句〉と称している。

2-2-4-2 定義

1920年代初めには黎錦熙(1924)が「〈選択句〉には〈相商(協議)〉式と〈相消(消去)〉式の二種類ある」と定義され、1940年代には王力(1943)が「〈離接式〉とは同時に実現するものでない数個の事柄、あるいは同時に存在するものでない数個の判断を表わすことである」と説明し、また高名凱(1949)は「〈抽選并列式〉とは話しをするときに表示される所の二者択一という意味である。……これはまた明らかに並列関係である。……この種の並列関係が文と文との間に存在するものは、特に口語においてはさらに多い」と注釈した。

1960年前後になると張志公等(1959)は「若干の連合複文は二件あるいは数件の事柄の中から一件を選択することを表わしている。このような関係を〈選択関係〉という」と解説し、また丁声樹等(1961)は「〈交替句〉とは数項目中から一項目選ぶ(=多者択一)という意味である」と解説した。

1980年前後には黄伯榮等(1980)は「〈選択関係〉とはあるものは二種あるいは数種の可能性のある事柄をそれぞれ述べてから、人にその中から選択させる。またあるものはその中の一種を選定させ、他の一種を破棄することを表している」と説明し、また張靜等(1980)は「〈選択〉とは二つ以上の節が表示する事物が同時に並存不可能であるので、「二者任意択一」あるいは「二者確定択一」ということである」と定義した。教学文法では史錫堯(1991)が「二個あるいは二個以上の節が、選択に提供するために、それぞれ若干の事柄を表示する。このような数個の節で構成された複文は〈選択複句〉という」と定義されている。

2-2-4-3 選択複文の種類

選択複文の種類は諸定義を総括すると、接続語句により次のように分けられる。なお接続語句は一般的に前後の両節に呼応して用いられている。

1. 接続語句〈或者……、或者……〉があるもの。
2. 接続語句〈不是……、就是……〉〈要麼・要就是……、要麼・要就是……〉があるもの。

3. 接続語句〈是……、還是……〉があるもの。
4. 接続語句〈與其……、不如……〉があるもの。
5. 接続語句〈寧可……、也不……〉があるもの。

2-2-5 因果複文

2-2-5-1 名称

日本語では「因果複文」が定着しているが、中国語では〈原因句・原因式・因果句・因果関係・因果・因果複句〉と呼ばれてきたが、現在では〈因果関係〉と称され、教学文法では〈因果複句〉と呼ばれている。

2-2-5-2 定義

1920年代初めには黎錦熙（1924）は「およそ因果関係を表わす複文は、原因あるいは結果のいずれに語気の置くかにかかわらず、一律に結果を表わすものが主節であり、原因を表わすものが従節であると見なす。また行為あるいは目的のいずれに語気をおくかにかかわらず、一律に行為を主節、目的を表すものを従節と見なす。このような従節をすべて〈原因句〉という。なぜならば行為の目的こそ動機であり、つまり動機の原因であるからである」と説明し、1940年代には王力（1943）は「〈原因式〉とは主要部分と従属部分に因果関係のあることを表わすものである。従属部分が原因、主要部分が結果である」と定義した。

1960年前後には丁声樹等（1961）は「〈因果句〉は従節が原因を表わし、主節が結果を表わす。通常、原因が先で、結果が後である」と定義し、また張志公等（1959）は「因果関係を表わす複文には二種類ある。……前の従節が原因を説明し、後の主節が結果を説明する。このような関係は因果関係である。……前の従節が原因を述べ、後の主節がそれから結果を推測する。これは推論的因果関係である」と解説した。

1980年前後には、胡裕樹等（1979）は「〈因果関係〉には二種類ある。一種類は既定の事実についてその中の因果関係を説明しているので、「説明的因果」と称することができる。他の一種類は特定の根拠から因果関係を推論してくるので「推論的因果」と呼ぶことができる」と説明し、また黄伯榮等（1980）は「〈因果関係〉とは従節が原因を述べ、主節が結果を述べるものである」と簡潔に定義した後、接続語句について詳述している。また張静等（1980）は「〈因果〉とは二つの節のあるものが原因を表わし、従節であり、……あるものが結果を表わし、主節である」と定義したが、さらに教学文法では史錫堯（1991）が「一つの節が原因を表わし、他の一つの節が結果を表わす。このような二つの節が一つに結合したものは〈因果複句〉と称する」と定義されてきた。

2-2-5-3 因果複文の種類

因果複文の種類は諸定義を総括すると、接続語句により次のように分けられる。しかし下記の1. 2. 3に属する複文の各節で述べられていることはすべて現実にあった事実について述べており、そしてその二つの事実の間に因果関係があったことを明確に説明している複文である。しかし、4. は前の従節で述べていることは現実にあった事実であるが、後の主節で述べていることは未実現あるいは未確認の結果について述べているので、両者を峻別すべきことを指摘している定義がいくつかある。前三者を説明・断定的因果複文、後一者を推測・推論的因果複文とそれぞれ称している。

1. 接続語句〈因為・由于……、……〉が前の従節にのみあるもの。
2. 接続語句〈……、所以・因此・因而……〉が後の主節にのみあるもの。
3. 接続語句〈因為・由于……、所以……〉が前後の両節にあるもの。
4. 接続語句〈既然……、那麼・就……〉が前後の両節にあるもの。

2-2-6 逆接複文 (讓歩複文を含む)

2-2-6-1 名称

日本語では「逆接複文」以外に「転折複文」と呼ばれたりしている。中国語では一方では〈転折句・對比句・縱予句・転折関係・転折複句〉と称され、他方では〈讓歩句・容許式・容認句・讓歩関係・転讓〉も称されていた。つまり「逆接複文」は二種類に分割あるいは混同されていたのである。しかし現在では〈転折関係〉は「逆接複文」を、〈讓歩関係〉は「讓歩複文」にそれぞれ正しく区分して用いられている。教学文法では「逆接複文」を〈転折複句〉と称している。しかし「讓歩複文」については接続語句を挙げているが、いかなる複文に属するのかについて何も説明を行っていない。筆者は讓歩複文を讓歩的假定関係の複文と見なしているので、この項目では説明せずに、「假定複文」の項目で論述している。

2-2-6-2 定義

1920年代には黎錦熙(1924)は「〈転折句〉には強い逆接、弱い逆接、意外な逆接の三種類ある。……従節は主節とは正反対の立場に立つが、しかし話者もまた従節の事実あるいは理由の存在を承認して許容しており、あたかも話すときの讓歩を示しているかのようである。従ってこの種の従節を〈讓歩句〉と呼び、また〈容認句〉とも称する」と述べており、1940年代には呂叔湘(1942)は「〈縱予句〉と〈容認句〉は同類に属し、通常合わせて〈讓歩句〉と称している。いわゆる讓歩とは一時的に承認するという意味である。しかし〈容認句〉が承認するものは実在する事実であるが、〈縱予句〉が承認するものは仮定的事実である」と両者を峻別する定義を行った。また王力(1943)は「〈容許式〉は条件式と全く正反対である。乙という事柄が存在することは、通常の見解によれば、甲という事柄がその影響を受けるべきである。

しかしながら実際には甲という事柄は乙という事柄の影響をいまだ受けていない [あるいは決して受けるはずがない]。このことから甲という事柄はこの種の条件の影響を受けていないことが分かる。このような複文は〈容許式〉と呼ばれる。なぜならば話者が乙という事柄の存在を容認しているが、同時にまたそれが甲という事柄に対して影響を及ぼしうることを承認していないからである」と説明している。

1960年前後になると丁声樹等（1961）は「〈對比句〉はその中の各節の意味が対立するものである。前の節が後の節を際立たせるのに用いられている。……〈讓歩句〉はある種の讓歩となり、主節が真意を述べている。あるものは先に事実を承認した後で真意を述べている。……あるものは仮定的事実を承認した後で真意を述べている」と区別して定義している。また張志公等（1959）は「〈転折関係〉とは主従複文の一種である。前の節がある意味を述べ、後の節が前の節の意味に沿って話を続けておらず、逆接しており、前の節とは全く正反対の意味あるいは前の節と相対する意味を述べている。このような二つの節の関係が〈転折関係〉である」と定義しているが、〈転折関係〉と〈讓歩関係〉の共存あるいは混同ないし混用が見られる。

1980年前後には胡裕樹等（1979）は「前の節でまずある一面を述べ、後の節で前の節の意味に沿って話し続けていくのではなく、前の節と相対する、相反するあるいは部分的に相反する意味に転化している。これがつまり〈転折関係〉である。……ある主従複文には着想を一步控えるという意味を含んでいる。この節間の関係が〈讓歩関係〉である」と両者を区別した説明をしている。また黄伯荣等（1980）は「主節が従節の意味と相反するかあるいは相対するもの、これがすなわち〈転折関係〉という」と簡潔に定義した後、連接語句について詳説している。また張静等（1980）は「〈讓歩〉とは讓歩と逆接の両関係の総称である。この種の複文においては、二つの節の意味は往々にして対立する立場にあり、まず話し手が一つの節が表わす所の事実あるいは理由の存在を承認あるいは容認して、然る後に真意を述べる。讓歩を表わす節が従節であり、逆接を表わす節が主節である」と定義している。また教学文法では史錫堯（1991）が「二つの節が表わす意味が順調に話し続けられていくのではなく、二番目 [後] の節が表わす意味が最初 [前] の節に対していうと、ある種の転換・逆接が生じる。このような二つの節が構成する複文は〈転折複句〉と称される」と定義されてきた。

2-2-6-3 逆接複文の種類

逆接複文の種類は諸定義を総括すると、連接語句により次のように分けられる。なお下記の1. 2. 3の属する複文で述べられていることは基本的にはすべて現実にあった事実について述べており、そしてその二つの事実の間に逆説的な因果関係があったことを明確に説明している複文である。しかし一部には前の従節で述べていることは現実にあった事実であるが、後の主節で述べていることは未実現あるいは未確認の逆接的結果について述べていることもある。従って逆接複文を「逆接的因果複文」と称して、因果複文との異同を明確にしている文法体系も

ある。

1. 接続語句〈雖然・尽管……、但是・可是・却……〉が前後の両節にあるもの。
2. 接続語句〈……、然而・但是・可是・却……〉が後の主節にのみあるもの。
3. 接続語句〈……、只是・不過・倒……〉が後の主節にのみあるもの。

2-2-7 假定複文

2-2-7-1 名称

日本語では一般的に「假定複文」と呼ばれているが、中国語では〈仮設句・仮設関係・仮設複句〉と称され、現在では〈仮設関係〉と呼ばれ、教学文法では〈仮設複句〉と称されている。

2-2-7-2 定義

1920年初めに黎錦熙(1924)は「〈假設句〉とはすなわち仮定的〈原因句(因果複文の従節)〉であり、あるいは確定的な因果法則であり、あるいは虚構の条件であり、あるいは推測的予言であり、乃至はロマンチックな空想であり、いずれも仮定の語気で表わすことができ、従節になる」と定義されていた。

1960年前後に張志公等(1959)は「〈假設関係〉の複文には二種類ある。……Ⅰ. 假定1〈如果A就B〉: 前の従節がある種の状況を假定し、後の主節がもし假定された状況が実現されたらどのような結果が生じうるであろうかについて述べる。このような関係が〈假設関係〉である。……Ⅱ. 假定2〈即使A也B〉は〈假設関係〉を表わすもう一種類のパターンである[後者の複文については「逆接複文」で説明している]」と定義していた。

1980年代になると黄伯榮等(1980)は「〈假設関係〉は従節がある種の假定を提起し、主節が結果を説明する。……従節が假定を提起し、主節がその結果を述べる。假定がもし実現すると、結果が成立可能になる。このため結果と假定は一致するものであり、背反するものではない。……従節と主節の意味は背反するものがあり、假定とその結果が一致しないものである。従節が一步退いて、假定を事実として承認することを述べ、主節が假定の実現によらずに改変された結果を述べる。この種の文は主節をさらに強調する[後者の複文については「逆接複文」で説明している]」と説明している。また教学文法では史錫堯(1991)が「[前の]一つの節がある假定された状況を提起し、後の節がこの假定が成立した場合に出現あるいは形成されるであろう別の状況を表わす。この二つの節が構成する複文は〈假設複句〉という」と定義されている。

2-2-7-3 假定複文の種類

假定複文の種類は諸定義を総括すると、接続語句により次のように分けられる。なお下記

の1. 2に属する複文は従節と主節の意味的關係が仮定的な因果關係を表わしている。つまり本来の因果複文は二つの現実に存在した事実の間の因果關係を説明する複文であるが、この仮定複文は現実的な事実ではなく仮定あるいは空想された事柄の間の因果關係を仮定して述べている文である。この「仮定」という点を重視して「仮定複文」と称しているのである。従ってこの「仮定複文」を「仮定的因果複文」と称し、本来の「因果複文」を「現実的因果複文」と称することができるのである。下記の3に属する複文の従節と主節と意味的關係は仮定的な逆接關係を表わしている。しかし強い逆接ではなく弱い逆接で、「讓歩」といわれる程度なので「仮定的讓歩複文」とも呼ばれ、「逆接複文」の中に併合している文法体系もある。

1. 連接語句〈……、…就・便…〉が後の主節の中間にあるもの。
2. 連接語句〈如果・假如・要是・要・倘若・若……的話、那麼・就・便……〉が前後の両節にあるもの。
3. 連接語句〈即使・就是・哪怕・縱然……、也・還・再……〉が前後の両節にあるもの。

2-2-8 条件複文

2-2-8-1 名称

日本語ではほとんど「条件複文」と称されているが、中国語では〈條件式・條件句・條件關係・條件複句〉と称され、現在では〈條件關係〉と称され、教学文法では〈條件複句〉と呼ばれている。〈條件關係〉と称する文法体系では所謂「仮定複文」も包括している。

2-2-8-2 定義

1940年代に王力（1943）は「〈條件式〉とはある一つの条件で一つの叙述あるいは描写あるいは判断を修飾するものである。ある若干の事柄は他の一つの事柄が発生するあるいは発生しないのを待って、然る後に実現可能あるいは実現しないものである。この他の一つの事柄がすなわち一種の条件であり、相對する二つの事柄を同時に述べて、この事柄が必ず他の事柄に依存した後、実現あるいは実現しないことを表わす。これを〈條件式〉という」と定義していた。

1960年前後に丁声樹等（1961）は「〈條件句〉とは条件を表わす従節が前にある。……条件を表わす従節が後にあるとまた補充説明の意味を帯びる。……さらにある特殊な条件文は〈否則〉を用いたものである」と説明し、また張志公等（1959）は「I. 条件1〈只要A就B・只有A才B〉は前の従節がある条件を提示し、後の主節がこの条件の下で生じようとする結果を述べる。このような關係が〈條件關係〉である。……II. 条件2〈無論A就B〉は前の従節がまず一切の条件を排除し、主節がいかなる条件下でもある狀況が発生しうることを説明している。この種の複文もまた条件を表わすものであり、さらに正確にいうと、無条件を表わすものである」と定義している。

1980年前後に胡裕樹等（1979）は「〈條件關係〉は三種類に分けることができる。一種は

「仮定的条件」であり、一種は「特定の条件」であり、さらにもう一種は「無条件」である。無条件もまた一種の条件である」といわゆる假定複文を条件複文の一種と見なす考えを提起している。また黄伯栄等(1980)は「〈条件関係〉とは従節がある種の条件を提起し、主節がこの条件を充足する状況下において生じる結果を説明する。……ある従節は主節の十分条件を表わし、主節はこの種の条件を具備すると、それ相応の結果がありうることを説明する。……ある従節は必要条件を表わし、この条件が具備されないと、主節が指摘する結果が生じ得ないことになる。……ある従節は一切の条件を排除して、主節がいかなる条件下においても発生しうる結果について説明している」と述べ、また張静等(1980)は「〈条件関係〉とは二つの節には条件と結果の関係がある。従節は条件を表し、主節は結論あるいは結果を表わす」と簡潔に定義している。また教学文法では史錫堯(1991)が「[前の]一つの節が条件的な状況を提示し、後の節がこの条件がもしも成立したときに出現あるいは形成される別の一つの状況を表わしている。このような二つの節が構成する複文は〈条件複句〉という」と定義している。

1980年代以降の定義には「假定複文」を「条件複文」の一種と見なす傾向が見られるが、教学文法では「假定複文」を「条件複文」から排除して、一つの独立した複文と見なしているのである。

2-2-8-3 条件複文の種類

条件複文の種類は諸定義を経括すると、接続語句により次のように分けられるが、それらは同時にそれらの論理的関係における条件の差異を表わしている。すなわち、下記の1に属する複文は十分条件を、2に属する複文は必要条件を、3に属する複文は無条件をそれぞれ表わしているのである。なお接続語句はいずれにおいてもすべて前後の両節に必ず呼応して用いられている。

1. 接続語句〈只要……、…就…〉であるもの。
2. 接続語句〈只有・除非……、…才…〉であるもの。
3. 接続語句〈無論・不論・不管・任凭……、…都・總・總是・也…〉であるもの。

2-2-9 連鎖複文

2-2-9-1 名称

日本語では「節と節が連鎖状につながった複文」ということで、中国語を踏襲して「連鎖複文」という名称が定着し始めているが、この文型を複文の一種として認めている文法体系はそれほど多くない。したがってこの複文に論及して定義している文法書も少ないのである。中国語では〈連鎖句・連鎖式・連鎖関係〉と称されている。教学文法でも複文の一種として説明していないが、筆者は複文の一種として〈連鎖複句〉と命名して、この項目を設けて説明することにした。

2-2-9-2 定義

1940年代初めに呂叔湘（1942）は「〈連鎖句〉とは〈誰先到誰買票（先に来たものが切符を買う）〉というこのパターンの文である。この種の文は一方では〈倚變句（比例・関数複文）〉と類似している。なぜならば〈我先到、我買票：你先到、你買票（私が先に来れば、私が切符を買い、君が先に来れば、君が切符を買う）〉のように甲が変われば乙も同時に変わるからである。他方では〈無論句（無条件複文）〉に似ている。なぜならば〈無論誰先到、就把票買了（誰が先に来るか否かにかかわらず、まず切符を買う）〉とすることができるからである。〈連鎖句〉は〈無論・不管〉などを用いず上下の両節に同一の〈無定指称詞（疑問代詞）〉を用いている。最初のは任意のものを指しており、次のは表面的にはまた任意のものを指しているようであるが、実際には最初のもので変化するにつれて変化するので、絶対的に不特定のものではなく、相対的に特定のものである」と現代でもそのまま通用する定義を行っている。

1960年前後に丁声樹等（1961）は「〈連鎖式〉の成分は固定された語句〈越…越…・愈…愈…・以…為…〉が前後で呼応している」と述べているが、疑問代詞が前後で呼応する例を挙げておらず、単なる呼応関係全般について定義しており、連鎖複文の本質に肉薄していない。しかし次のような定義がある。すなわち張志公等（1959）は「時間越長久、効果越顯著（時間が長くなればなるほど、効果はますます顕著になる）。誰会唱這個歌、誰就举手（この歌を歌える人は誰でも手を挙げなさい）。紅旗到那裏、勝利也到那裏（勝利は紅旗の到る所にやって来る）、你少花一分錢、就会多貯蓄一分錢（貴方はお金を使うのを控えた額だけ多く貯金することができる）」などの複文は、主節と従節は緊密に連携しており、主節は従節の変化に呼応して変化する。このようなものは〈連鎖関係〉的複文と称する」と定義している。

従って連鎖複文は次のように定義できると考えている。すなわち：

「前後の従節と主節の両節に同一の疑問代詞、数量詞、副詞〈越・愈〉が呼応して用いられ、従節の変化に伴い、主節も関数関係のあるいは比例的に変化する複文を連鎖複文と称する」である。

2-2-9-3 連鎖複文の種類

連鎖複文の種類は諸定義を総括すると、前後で呼応する同一の言語成分により次のように分けることができる。

1. 呼応する言語成分が疑問代詞であるもの。
2. 呼応する言語成分が数量詞句であるもの。但し数詞は多くは「一」に限定されている。
3. 呼応する言語成分が副詞〈越・愈〉であるもの。

2-3 緊縮文

2-3-1 名称

日本語では中国語の原語に基づいて一般的に「緊縮文」と呼ばれている。中国語では〈緊縮式・緊縮句・緊縮複句・複句緊縮〉と称されているが、教学文法では〈緊縮句〉と呼ばれている。

2-3-2 定義：

1940年代に王力(1943)は「およそ複文が緊縮されて、二つの部分の間に発音上の停頓がなくなったものは〈緊縮式〉という」と簡潔に定義した後、7種類に分類しているが、「条件式」、「許容式」、「時間制限」以外はいわゆる兼語文、連動文、複雑な動詞句補語、主述句主語文である。

1960年前後に張志公等(1959)は「〈緊縮句〉とはある種のきわめて精練された表現形式であり、それは単文に類似した形式で複文的な内容を表わす。……〈緊縮句〉の中には、二つの併合された述語部分は通常、接続語句で固定化されたパターンを構成している」と定義されるようになった。

1980年前後に黄伯榮等(1980)は「ある複文は二三個の節が一つに緊縮され、その中間に停頓がない。このような文は〈緊縮複句〉といい、また〈緊縮句〉と称される。……〈緊縮複句〉は単文に類似した構造で複文的な内容を表現し、通常は口語において用いられる」と説明した。また張靜等(1980)は「言語を周到で細緻なものにするために、通常の複文のあるものは拡張して多重複文になる。また言語を簡潔で明快なものにするために、通常の複文のあるものは緊縮して単文あるいは〈緊縮複句〉になる。いわゆる〈緊〉とは緊密ということであり、各節間の発音上の停頓をなくし、それらを緊密に一つに接近させることである。所謂〈縮〉とは圧縮することであり、原文の節の語句を若干省略して、それらを若干簡約にすることである。〈緊〉だけして〈縮〉しないのは、やはり一般的な複文であり、〈複句緊縮〉と見なされない。また〈縮〉だけして〈緊〉しないのも、依然として一般的な複文であり、〈複句緊縮〉とは見なされない。〈緊〉して〈縮〉してこそ初めて〈複句緊縮〉である」と複文との異同を論じている。教学文法では史錫堯(1991)が「〈緊縮句〉とは接続語句を用いて構成された固定化されてパターンが述語部分になった文である。接続語句により関連付けられた二つの部分には假定、条件などの関係が通常隠されており、二段階の意味が緊縮されて一体化したものである」と定義されている。

従って「本来は假定あるいは条件関係を表す複文形式で表現されるものが緊縮されて、単文形式で表現された文であり、本来の節を接続する呼応形式の常套的接続語句、特に数詞「一」および副詞を一般的に用いている」と定義できる。

2-3-3 緊縮文の種類

緊縮文の種類は諸定義を総括すると、前後で呼応する言語成分により次のように分けられる。

1. 接続語句が〈…一…就…〉であるもの。
2. 接続語句が〈…不…不…〉であるもの。
3. 接続語句が〈…不…也…〉であるもの。
4. 接続語句が〈…非…不…〉であるもの。
5. 接続語句が〈…再…也…〉であるもの。
6. 接続語句が〈…越・愈…越・愈…〉であるもの。
7. 接続語句が〈……也…〉であるもの。
8. 接続語句が〈……就…〉であるもの。

2-4 多重複文

2-4-1 名称

日本語では一般的に「多重複文」と呼ばれている。中国語では〈多合句・多重複句・多重複句・多層複句〉と称され、現在では〈多重複句〉に定着している。

2-4-2 定義

1940年代に王力(1943)は「若干の複文は三個以上の節が連合してできたものである。我われはそれに一つの特別な名称を与えて〈多合句〉と呼ぶことにする」と定義して、五種類に分類している。

1960年前後に張志公等(1959)は「一つの複文は二個あるいはそれ以上の階層を持つことができる。これを〈多重複句〉という。……〈多重複句〉の中には、二重のものが比較的多くもちいられ、三重以上のもも時には用いることができる。〈多重複句〉を活用すると、複雑の意味を細緻にしかも厳密に表現することができる」と定義されるようになった。

1980年前後には胡裕樹等(1979)は「二個以上の階層を持つ複文は〈多重複句〉と総称する」と簡潔に定義した後、具体例を挙げて分析方法を解説している。また黄伯榮等(1980)は「階層の多さに基づいて区分すると、複文は〈一重複句〉と〈多重複句〉の二種類に分けられる。〈一重複句〉はただ一つの階層しかない複文であり、二個の節により構成されたものはすべて〈一重複句〉である。二個あるいは二個以上の階層をもつ複文は〈多重複句〉と呼ばれる。〈多重複句〉は少なくとも三個の節があって初めて構成できるものである」と述べ、また張静等(1980)は「複文は二個以上の階層を備えている。すなわち複文の若干の節はさらに二個以上の節を包含することができる。このような複文は拡張展開された複文であり、〈多層複句〉と呼ばれる」と述べ、また教学文法では史錫堯(1991)が「一般的な複文は構造上ただ一個

の階層しかない。……二重以上の階層を備えた複文は〈多重複句〉と称される」と定義されている。

Ⅲ 結論 複文の定義とその類型

3-1 複文の定義

「2-1-2」で触れた朱徳熙(1982)は「通常複文は単文により構成されたものであると言うが、この説明は語弊がある。しかし複文を単文より一ランク上の文法単位であると見なすことは、合理的なことである。もし我々が複文を次のように表記するとしよう。すなわち、

(1)。S₁, S₂, ……S_n。

Sは節を代表し、コンマは節間の停頓(ポーズ)を表し、ピリオドは複文全体の前と後ろの停頓を表すとすれば、我々はただ(1)が一個の文であるとしか言えず、それはn個の文(単文)があると言うことができないのである。換言すれば、節は文でないからである。しかし我々はまた節を句と見なすことができない。なぜならば、複文中の節と節との間の関係は、句と句との間の関係ではないからである。我々は節間の関係を句レベルにおける、主述関係、述目関係、主従関係などの、いかなるある種類の関係であると解釈してはならないのである。要するに、節は句より一ランク上のものであるが、しかしまた文と等しくないものである。我々はそれを抽象化された文、すなわち一個の独立した文となるとときに、前後の停頓と文インネイションを取り去った後に残されたものであると言って差し支えないのである。」と厳格な言語分析を行い、ただ節と節を接続する接続語句についての説明は行なっているが、教学文法のように複文を文法単位と認定して、その種類と下位分類を行っていないのである。

しかし教学文法においては「提要体系」を基準にして、特に複文に関しては文法理論的に厳密に対立する定義は無く、ただ修辭的乃至は論理的関係の認知の差異による分類上の異同が存在するだけである。筆者は基本的には「提要体系」を踏襲するものである。ただ補充説明するとすれば、二個の節で構成される複文を「基準(一般的)複文」とすれば、その拡張・展開されたものが「多重複文」であり、その反対に圧縮・凝縮されたものが「緊縮文」と教授すればよいと考えている。

また「提要系統」では複文をまず「聯合複文」と「主従複文」の二種類に大別しないで、同一レベルで並列して8種類に分類しているが、筆者は伝統的な「連合」と「主従」の二分法を採用したのち、それらの8種類を二等分し、さらに主従複文に新たに「2-2-9」で論及した「連鎖複文」を加えることにする。したがって複文全体については次のように定義する。

3-2-1 複文全体の定義

「複文とは二個以上の単文により構成された文であり、複文を構成する単文は節と称される。複文が拡張・展開されて三個以上の節で構成されたものが「多重複文」である。それとは反対

に複文が圧縮・凝固されて、一個の節で構成された単文化されたものが「緊縮文」である。」

3-2-2 基準複文の定義

「二個の節で構成される複文は、各節の論理的比重が対等・等価であるか否かにより、「連合複文」と「主従複文」に大別される。「連合複文」はさらに各節間の論理的関係により並列、時系列、累進、選択の4種類に、「主従複文」もさらに各節間の論理的関係により因果、逆接、仮定、条件、連鎖の5種類に分けられる。」

3-2-3 連合複文の定義とその種類

「各節が表す論理的内容が基本的に対等あるいは同等の比重で結合した複文を連合複文という。連合複文はさらに共時的に並存する相異なる事柄や事象あるいは共時的に並存するある一つの事柄や事象の諸側面を記述する節で構成された並列複文、通時的に発生する相異なる事柄や事象あるいは通時的に発生するある一つの事柄や事象の諸側面を記述する節が時系列順に結合された時系列複文、基本的に対等あるいは同等である各節が特に軽重順に配列された累進複文、各節がそれぞれ選択肢として構成されている選択複文の四種類に分類される。なお接続語句の差異によりさらに下位分類することができる。」

3-2-4 主従複文の定義とその種類

「結論を表明する節とその前提を提示する節で構成された複文を主従複文という。主従複文はさらに原因を示す節とその順接の結果を表す節で構成された因果複文、原因を示す節とその逆接の結果を表す節で構成された逆接複文、仮定的条件を表す節とその順接的あるいは逆接的な結果を表す節で構成された仮定複文、必要・特定の条件あるいは無条件を表す節とその結果を表す節で構成される条件複文、前後の両節で同一の疑問代詞あるいは数量詞が呼応して関数的な関係を表わす連鎖複文の五種類に分類される。なお接続語句の差異によりさらに下位分類することができる。」

3-3 緊縮文の定義

「仮定複文あるいは一部の条件複文を構成している従節と主節の二個の節が、接続語句の副詞あるいは数詞「一」により一個の節に凝縮されて複雑な述語部分で構成された単文を緊縮文という。なお接続語句の差異によりさらに下位分類することができる。」

3-5 多重複文の定義

「二個の節で構成された複文において、少なくともいずれか一方の節が複文で構成され、全体で3個以上の節で構成された複文を多重複文という。」

IV 結論 複文類型その接続語句表

複文の種類	連 接 語 句
並列複文	意合法 〈…也・又…, …也・又…〉 〈…既…, …又…〉 〈一方面・一邊……, 一方面・一邊……〉 〈…不是…而是……〉
時系列複文	意合法 〈……, …就・便…〉 〈……, 于是・接着・跟着……〉 〈…首先・起先…, 然後・後來……〉
累進複文	〈……, 而且・并且…還・更…〉 〈不但・不僅・不光……, …還・更…〉 〈不但・不僅・不光……, 而且・并且……〉
選択複文 多者択一 選択疑問 前捨後取 前取後捨	〈或者……, 或者……〉 〈不是……, 就是……〉 〈要麼・要就是……, 要麼・要就是……〉 〈是……, 還是……〉 〈與其……, 不如……〉 〈寧可……, 也不……〉
因果複文 断定的 推論的	意合法 〈因為・由于……, ……〉 〈……, 所以・因此・因而……〉 〈因為・由于……, 所以……〉 〈既然……, 那麼・就……〉
逆接複文	〈雖然・尽管……, 但是・可是・却……〉 〈……, 然而・但是・可是・却……〉 〈……, 只是・不過・倒……〉
仮定複文 順接的 逆接的	意合法 〈……, …就・便…〉 〈如果・假如・要是・要・倘若・若……的話, 那麼・就・便……〉 〈即使・就是・哪怕・縱然……, 也・還・再……〉
条件複文 必要条件 唯一条件 無条件	〈只要……, …就…〉 〈只有・除非……, …才…〉 〈無論・不論・不管・任凭……, …都・總・總是・也…〉
連鎖複文	〈誰・甚麼・哪裏・怎麼樣……, 誰・甚麼・哪裏・怎麼樣……〉 〈一+量詞……, 一+量詞……〉
緊縮文	〈…一…就…〉 〈…不…不…〉 〈…不…也…〉 〈…非…不…〉 〈…再…也…〉 〈…越・愈…越・愈…〉 〈……也…〉 〈……就…〉

基本参考文献

1. 馬建忠（1898）：〈馬氏文通〉初版1898年；商務印書館1983年版
2. 陳承澤（1922）：〈国文法草創〉初版1922年；商務印書館1982年版
3. 金兆梓（1922）：〈国文法之研究〉初版1922年；商務印書館1982年版
4. 黎錦熙（1924）：〈新著国語文法〉初版1924年；商務印書館1994年版
5. 楊樹達（1930）：〈高等国文法〉初版1930年；商務印書館1980年版
6. 何容（1942）：〈中国文法論〉初版1942年；商務印書館1985年版
7. 呂叔湘（1942）：〈中国文法要略〉初版1942-44年；商務印書館1982年版
9. 王力（1943）：〈中国現代語法〉初版1943-44年；商務印書館1985年版
10. 高名凱（1949）：〈漢語語法論〉初版1949年；商務印書館1983年版
11. 張志公等（1959）：〈漢語知識〉初版1959年；人民教育出版社1979年版
12. 丁声樹等（1961）：〈現代漢語語法講話〉初版1961年；商務印書館1979年版
13. 胡裕樹等（1979）：〈現代漢語〉初版1962年；上海教育出版社1979年版
14. 張静等（1980）：〈新編現代漢語〉初版1980年；上海教育出版社1982年版
15. 黄伯荣等（1980）：〈現代漢語〉初版1980年；甘肅人民出版社1983年版
16. 朱德熙（1982）：〈語法講義〉初版1982年；商務印書館1982年版
17. 高更生等（1996）：〈漢語教学語法研究〉初版1996年；語文出版社1996年出版
18. 史錫堯（1991）：〈中学教学語法〉初版1991年；北京出版社